

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【360】
2. 日時：令和5年1月16日 13時30分～17時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

津金主任安全審査官、服部(靖)安全審査専門職、植木技術参与、

山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与※

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他10名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当 他1名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（下位クラス施設の波及的影響の検討について（配管破断時のジェット反力等）、配管系に設置する三軸粘性ダンパの設計方針、耐震評価における等価繰返し回数について等）について、令和5年1月10日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【配管系に設置する三軸粘性ダンパの設計方針】

- 三軸粘性ダンパの減衰性能への影響の検討項目における経年劣化について、減衰性能の劣化が生じないとする根拠を説明すること。

【耐震評価における等価繰返し回数について】

- 疲労評価で考慮する地震動の発生回数について、基準地震動 $S_s$ を1回、弾性設計用地震動 $S_d$ を2回としている考え方について、LOC A時（設計基準事象）及びSA時の弾性設計用地震動 $S_d$ の発生回数を1回としていることを踏まえて説明すること。
- 疲労評価における、これまでに島根2号機で実際に経験した地震動の

考慮の考え方を説明すること。

- 疲労評価において、LOCA時及びSA時の弾性設計用地震動S<sub>d</sub>の発生確率が判断目安を下回るものの、その発生回数を1回と設定している根拠を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし